

令和2年

総務委員会

5月14日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和2年5月14日

午前10時45分 開会

午前11時05分 閉会

1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	ふじえ 真理子
委員	ごとう 学	委員	青 木 亮
委員	一 色 美智子		
議長	三 浦 桂 司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴 木 美智雄	議事課長	塚 谷 友 昭
議事担当係長	寺 島 慎 二	議事課主事	松 林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	土 屋 正 典
行政経営部長	藤 井 和 久	教育部長	小 串 真 美
行政経営部次長	古 田 範 明	財政課長	萩 野 昭 久
学校教育課長	高 木 安 司	秘書広報課長	馬 場 千 春
公共施設管理室長	中 田 勝 次	公共施設管理室長補佐	北 川 宜 志
学校教育課長補佐	近 藤 貴 洋	財政課長補佐	浦 倫 彰
人事担当係長	西 森 裕 記		

5. 傍聴議員

服 部 龍 一	堀 内 ち ほ	いとう ひろし	中 村 めぐみ
林 ゆきひろ	近 藤 ひろひで	鵜 飼 貞 雄	郷右近 修
清 水 義 昭	宮 本 英 彦	近 藤 千 鶴	近 藤 郁 子
月 岡 修 一	近 藤 善 人		

6. 傍聴者

なし

午前10時45分開会

○総務委員長（毛受明宏議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 本日の総務委員会に付託されました案件は、2つの議案でございます。慎重なる審査を頂きますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶を願います。

三浦桂司議長。

○議長（三浦桂司議員） 特別職の給与と補正予算の総務委員会の分、小学校の防火シャッターの分、審議をよろしく願います。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席を頂きますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内を、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されるようお願いいたします。

また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第35号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 議案第35号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関

する条例の特例を定める条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給与を減額するために必要があるからでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

第2条では、令和3年3月31日まで市長の給料月額を100分の80に、副市長及び教育長の給料月額を100分の90に減額することを規定しております。

附則の第1条としまして、この条例は令和2年6月1日から施行することとしております。

第2条としまして、従前の市長、副市長及び教育長の給料月額を100分の95に減額しております特例条例を廃止することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

青木委員。

○青木 亮委員 コロナ関連に伴って特別職の月額が削られるということで、削って、近隣市町の今現在の状況をまずお伺いしたいと思いますが。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 近隣の状況につきましては、尾張旭市が本市と同様に、市長が20%、副市長・教育長が10%・10%の減額を、日進市、長久手市、東郷町におきましては、市長が30%、副市長・教育長が5%・5%ということで聞いております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案の説明資料として頂いた中に、減額割合の根拠として、ニュージーランド政府の閣僚が2割報酬減額を決定したということ参考にしたということが書いてありますけれども、今のお話ですと近隣では30%をやっているところが、30%削減しているところが多いようなんですが、豊明が20%とした根拠は、何でニュージーランドになったんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） ニュージーランドの場合は感染抑制に成功したというの
もありまして、半年間の期間であったりとか、本市の場合ですと期末手当にも影響があっ
たりとかいたしますので、そういった成功しているところの例を参考に、市長より提案が
ございました。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この使い道ですけれども、これもあれですか、医療のほうに全額、医
療の支援に回すということなんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現段階では新型コロナウイルスの対策費ということで、
医療に限定はしておりません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今、期末手当のほうにこれを反映していくということですがけれども、
三役には退職金もついておるんですね。具体的に言いますと、例えば市長の場合ですと
月額で39.2%、約40%近く上乘せされた額が退職金として支払われてくるということにな
っております。副市長は23.5%、教育長は19.1%ということですがけれども、その退職金へ
の反映はあるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 退職金には影響はいたしません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 一言だけ申し上げますけども、新聞などで市長20%、それから、副市
長・教育長10%というように報道がされておりました、市民はそういう削減率だというふ

うに理解しておると思うんですけども、退職金が相当な額があって、それも反映させると、この割合よりもかなり下がることになるというふうに私は感じております。そういうことを考慮すると、近隣でも日進、長久手、東郷は30%というようなところもありますので、この20%という率がどうかということとは思いますが、市長がおやりになることですので別に反対はいたしません、そういう印象を持ちましたということをおし上げて、賛成の討論といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第35号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

中田公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） それでは、公共施設管理室所管の補正予算について御説明いたします。

なお、本年度4月1日付機構改革により、公共施設管理室が新設されたことで、道路や都市施設を除く公共施設における大半の工事費や関連の設計業務等委託費は、今回より公共施設管理室所管となりましたことを併せて報告させていただきます。

では、内容を説明いたしますので、補正予算書6、7ページを御覧ください。

2款1項7目、4 公共施設管理事業456万6,000円は、右側説明欄、小学校防火シャッター改修工事費で、栄小学校と三崎小学校の計2か所を予定しております。

以上で、公共施設管理室所管分の説明を終了させていただきます。

○総務委員長（毛受明宏議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

下段の歳入、18款 繰入金の財政調整基金繰入金2,043万1,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 このシャッターは栄と三崎小学校ということですが、それぞれ1か所ずつということなのかどうかということと、それから、そのシャッターのサイズですね、縦横どのくらいのものなのかということをお教えいただきたい。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 栄小学校、三崎小学校、各1か所ずつでございます。

サイズは、キッチリは測っておりませんが、栄小学校が、幅が約3メートル、高さは約2.1メートルほど。で、三崎小学校が、幅が約2.2メートルほど、高さは同じ、栄小とほぼ同様でございます。

以上でございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 今回のシャッターの件ですが、御説明では訓練のときに下げたら上がらなくなってしまったという御説明があったのですが、故障の原因、あと、定期的な点検、されていると思うんですが、その点検の頻度はどのくらい行われているんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 実情としましては、点検で下げたときに、今度上げようとしたときに、ストッパー機能があるんですよ。それがうまく作動しなくて止まらない状態で、今下りた状態になってます。

あとは点検の頻度でございますが、年に1回、防火の点検がありますので、消防法による、その点検を行っております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 いろいろ見てきますと、種類にもよるんでしょうけども、防火シャッター、耐用年数が15年とかいろいろな、ものによるんでしょうけども、これはいつ設置

されたものなのでしょうか、両方。教えてください。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 栄小学校が昭和46年で、三崎小学校が昭和55年でございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 このシャッターの仕様と申しますか、何か特殊なものなのか、一般的な車庫等についているようなシャッターと同じものなのか、その点について。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） これは防火とか防煙のシャッターでございますので、通常のカレージのシャッターのようなものとは違います。法律に基づく、法律の規定に基づく機能を備えたシャッターでございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 法律に基づく機能というのは、簡単に言うとどのようなことなんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 例えば、これは栄小と三崎小、時代が違うので形式が違うのですが、例えば熱、煙によって、栄小の場合は温度ヒューズというものがあります。それが溶けるとシャッターが下りてくる形。三崎はもう少し新しいものですから、煙感知器に反応すると下りてくような形。こういう機能が普通のシャッターにはございません。こういう防煙とか防火シャッターの機能でございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、シャッターの材質そのものはそんなに変わるわけではないということなんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） それほど差はなく、普通のスチールシャッター、いわゆる鋼製のシャッターということではそれほど変わらないと思います。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 各小中学校には防火シャッターがついているかと思いますが、過去の、いわゆる誤作動によって、シャッターによる事故があったということも伺っております。豊明の場合は多分ないと思いますけれども、それ以降、文科省なり国交省のほうから、シャッターの基準という、見直しというのはございましたですかね。というのは、話によりますと、シャッターが下りるときに障害物があった場合に、5センチ以内で止まるよというようなシャッターが今使われているようですけども、今の状況はどうか、小中学校において。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） お答えいたします。

昔のシャッターは、今おっしゃられたような、下りてくるときに他に当たったり止めたりすると止まるという機能が昔はございませんでした。で、学校のシャッターの時代においてもほとんどの場合ございません。今回は当然改修いたしますので、そのようなストッパーというか、避難時停止装置という言い方をするんですけど、1回当たると約10秒、止まりまして、その間に逃げるなり、転んでおれば引き出すなりということで回避をさせる機能は取り付けます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 耐用年数の、ちょっとシャッターの専門家じゃないので分からないんですけども、先ほど、昭和46年、昭和55年ということで、かなり年数がたっての故障ということで、ほかの学校でも同じような設置年数になるかと思うんですが、これはいいんですか、このままで。故障するまでいいんですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） メーカーの推奨としましては、開閉回数が1万回、及び年数では10年とは聞いておりますので、あまり開閉するものではないものですから、今のところいいとは思いますが、今言われるように年数がどの学校も古いものですから、計画的には替えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回金額がかなり大きいように思います。私もちょっと調べてみましたが、普通のシャッターであれば1桁違うかなというくらいの大きな差があります。それで、先ほど仕様をお尋ねしたんですけれども、ヒューズとか煙感知器がついているとかというぐらいのことで、それでそんなに大して高くなるということはないと思いますが、この金額というのはどのように積算されましたでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 金額につきましては、シャッターメーカーからの見積りによるものでございますが、あえて構成を簡単に説明いたしますと、今の先ほど申しましたシャッターが下りてくる、上がるというストッパーの機能が壊れているということです。ですので、まずそれを取り替えることが1つのベース。それで、当然その周りの内装が、天井を剥がして復旧するという工事もありますので、それも1つ。それで、栄小学校の場合は、先ほど古いつて、温度ヒューズということをやったんですけど、温度ヒューズは1回温度ヒューズが溶けてしまうと、その後使えません。それで、今は感知器機能が一般的でございますので、栄小学校も新しく感知器機能を、栄小については感知器機能も取り付け。それで、先ほど御質問があったとおり、避難時停止装置も取り付けるということが含まれておりますので、金額がこのような金額になっておるという次第でございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 今の関連なんですけれども、栄小と三崎小、それぞれ内訳をお願いします。金額の。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 栄小が約290万で、三崎小は約166万円でございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの見積り、メーカーから取られたということですがけれども、それは何者から見積り取られましたでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） これはメーカーの見積り、国内で一般的なメーカーというのは、A社、B社、C社と3者しかなくて、もともと両方ともA社のシャッターを使用しておりますので、A社から、1者から採用させていただいております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 A社のシャッターだからA社で見積りを取ったということですがけれども、言ってみれば随意契約に等しいようなやり方になるかと思えます。そうすると、相当一般的に言えば割高になると。実際に私が調べた額でいっても、これ、かなり高い金額になっております。反対まではしませんけども、発注するときには、A社でなければならぬのかどうかということも含めて、もっと安価にやれるような方法をきちっと考えてやっていただきたいということを要望して、賛成といたします。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、途中で申し訳ございませんが、先ほど室長のほうから、業者の名が今回見えていましたので、業者名のほうは削除させていただきたいと思えますので、皆さん、よろしく願います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 引き続き討論に戻りますが、ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時5分閉会